

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第160号

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 クリーニング所開設届は、クリーニング所（法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下同じ。）の開設地を担当区域とする保健センター長を経由して、保健所長に提出しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

- 3 無店舗取次店営業届は、無店舗取次店（省令第1条の2第2号に規定する無店舗取次店をいう。以下同じ。）の営業をしようとする区域を担当区域とする保健センター長（営業をしようとする区域を担当区域とする保健センター長が2人以上ある場合は、そのいずれかの保健センター長）を経由して、保健所長に提出しなければならない。

第4条第1項第2号中「（法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下同じ。）」及び「（省令第1条の2第2号に規定する無店舗取次店をいう。）」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 クリーニング所・無店舗取次店届出事項変更届は、クリーニング所にあつてはその開設地を担当区域とする保健センター長を、無店舗取次店にあつてはその営業区域を担当区域とする保健センター長（営業区域を担当区域とする保健センター長が2人以上ある場合は、そのいずれかの保健センター長）をそれぞれ経由して、保健所長に提出しなければならない。

4 クリーニング所・無店舗取次店廃止届は、クリーニング所にあつてはその開設地を担当区域とする保健センター長を、無店舗取次店にあつてはその営業区域であつた区域を担当区域とする保健センター長（営業区域であつた区域を担当区域とする保健センター長が2人以上ある場合は、そのいずれかの保健センター長）をそれぞれ経由して、保健所長に提出しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

2 クリーニング所・無店舗取次店承継届は、クリーニング所にあつてはその開設地を担当区域とする保健センター長を、無店舗取次店にあつてはその営業をしようとする区域を担当区域とする保健センター長（営業をしようとする区域を担当区域とする保健センター長が2人以上ある場合は、そのいずれかの保健センター長）をそれぞれ経由して、保健所長に提出しなければならない。

第1号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

第3号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改め、同様式注1を削り、同注2を同注とする。

第4号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改め、同様式注1を削り、同注2を同注1とし、同注3を同注2とし、同注4を同注3とする。

第5号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改め、同様式注1を削り、同注2を同注とする。

第6号様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改め、同様式注1を削り、同注2を同注1とし、同注3を同注2とする。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)